

令和5年度
さいたま市立大砂土東小学校
P T A 総会資料

日 時 令和5年5月19日(金) 午前10時30分 開会
場 所 大砂土東小学校 体育館

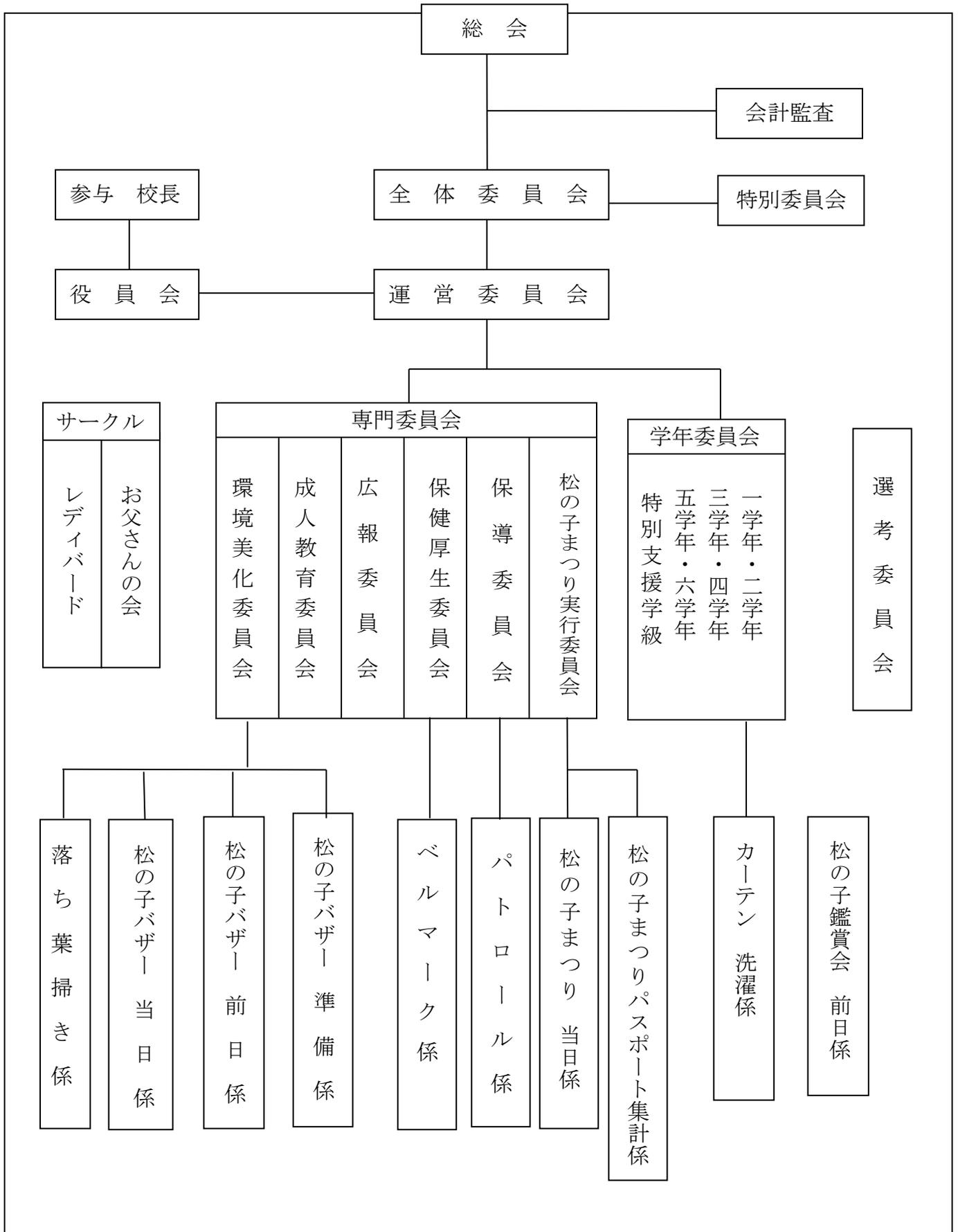
総 会 次 第

- 1 開会のことば
- 2 P T A 会長挨拶
- 3 校長挨拶
- 4 報告・審議事項
 - (1) 令和4年度 P T A 活動報告
 - (2) 令和4年度 P T A 会計報告並びに監査報告
 - (3) 令和4年度学校給食会計報告並びに監査報告
 - (4) 令和5年度役員・会計監査委員選出 ~~(案)~~ ※
◇新運営委員紹介・挨拶
 - (5) 令和5年度 P T A 活動方針及び活動計画 ~~(案)~~
 - (6) 令和5年度 P T A 会費予算 ~~(案)~~
- 5 感謝決議
- 6 閉会のことば

※個人情報保護のためホームページには載せておりません。
総会のご案内とともに配付している資料をご確認ください。

大砂土東小学校 P T A

大砂土東小学校PTA 組織図



(1)令和4年度PTA活動報告

《本部》

5月	<ul style="list-style-type: none"> ・大砂土東地区社会福祉協議会理事会 ・令和4年度PTA総会 ・令和4年度新旧会長会 ・さいたま市PTA協議会新旧理事会 	9月	<ul style="list-style-type: none"> ・見沼区連合会会長会 ・中間会計監査 ・見沼区連合会役員会 ・地区社協 地域福祉推進委員会
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市PTA協議会定期総会 ・令和4年度見沼区連合会定期総会 ・学校運営協議会 ・防犯ボランティア連絡会議 ・育成会巡回パトロール ・学区内各自治会長宅へ挨拶まわり ・第1回見沼区連合会正副会長会 ・松の子まつり参加団体代表委員会 	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・松の子まつり ・松の子鑑賞会
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市PTA協議会役員セミナー ・大砂土東公民館連絡会（欠席） ・土呂中学校区連絡協議会 	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・見沼区「ふれあいフェア」絵画展展示 ・地域福祉行動計画策定委員会 ・学校運営協議会
8月		12月	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協 地域福祉推進委員会（中止） ・第2回見沼区連合会正副会長会 ・育成会4校合同パトロール ・全Pアンケート

1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・見沼区連合会校長・会長会 ・P T A活動総合補償制度説明会 ・令和5年度保導委員選出 ・レッツ・ジョイン！クリーン活動 ・新入学児童説明会 ・学校保健委員会
2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度保導委員委員長選出 ・令和5年度学年・専門委員選出（新2～6学年） ・第3回見沼区連合会正副会長会 ・学校運営協議会 ・さいたま市P T A協議会理事会
3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度学年・専門委員委員長選出（新2～6学年） ・大砂土東地区社会福祉協議会理事会 ・本校卒業証書授与式
4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・本校入学式 ・見沼区連合会新旧役員会 ・新旧運営委員会 ・1学年 学年・専門委員選出 ・さいたま市P T A協議会役員研修会
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・役員会（4回） ・運営委員会（7回） ・全体委員会（1回）

《環境美化》

5月	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会 ・バザーまたは資源回収美化活動の担当決め ・資源回収 美化活動の手紙起案作成・印刷・配付 ・資源回収実施 	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会（茶話会） ・資源回収実施
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・バザー備品確認、名簿作成 ・バザー開催について本部と話し合い ・美化活動実施（側溝清掃協力） ・ソーイングボランティアと話し合い ・資源回収実施 	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・資源回収手紙起案作成・印刷・配付 ・資源回収実施
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・資源回収実施 	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・資源回収実施
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会 ・資源回収手紙起案作成、印刷、配付 	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・資源回収実施 ・令和5年度委員選出
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・資源回収実施 	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・資源回収実施 ・令和5年度三役選出
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会 ・バザー提供品受付 ・バザー開催 ・資源回収実施 	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・資源回収実施
		備考	

《成人教育》

5月	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会情報収集 (資料集め)
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会 ・2学期開催講座についての話し合い ・企画書作成
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・講師依頼
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会 ・講師との打ち合わせ
9月	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・講座案内文書 印刷 配付 ・講座申込み ・講座当選のお知らせ、確認文書 印刷 配付

11月	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会 (役割分担・タイムスケジュール作成) ・講師と最終打ち合わせ (参加人数確認) ・「ハーバリウム制作体験講座」開催 ・参加者アンケートまとめ・反省会
12月	
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会 ・講座事前アンケート作成
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会 ・講座事前アンケート 印刷 配付
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会 ・アンケート集計 ・引継ぎ資料作成 ・まとめ ・令和5年度三役選出
4月	
備考	

《 広報 》

5月	<ul style="list-style-type: none"> ・「松ぼっくり 280 号」編集会議 ・定例会 ・「松ぼっくり 280 号」取材、撮影、原稿作成
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「松ぼっくり 280 号」取材、撮影、原稿作成
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・「松ぼっくり 280 号」関東図書との打ち合わせ
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・「松ぼっくり 280 号」関東図書との打ち合わせ
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・「松ぼっくり 280 号」関東図書との打ち合わせ ・「松ぼっくり 280 号」発行 ・「松ぼっくり 281 号」編集会議、取材、撮影、原稿作成
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・「松ぼっくり 281 号」取材、・撮影、原稿作成
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・「松ぼっくり 281 号」取材・撮影、原稿作成
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「松ぼっくり 281 号」原稿作成
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・「松ぼっくり 281 号」原稿作成 ・「松ぼっくり 281 号」関東図書との打ち合わせ ・「令和 5 年度教職員紹介号」編集会議
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・「松ぼっくり 281 号」関東図書との打ち合わせ ・令和 5 年度委員選出
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会 ・「まつぼっくり 281 号」発行 ・「令和 5 年度教職員紹介号」原稿作成 ・令和 5 年度三役選出
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・「令和 5 年度教職員紹介号」原稿作成 ・「令和 5 年度教職員紹介号」関東図書との打ち合わせ ・「令和 5 年度教職員紹介号」5 月発行
備考	

《 保健厚生 》

5月	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会 ・引継ぎ
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会 ・ベルマークだより配付 ・回収封筒配付 ・1 学期ベルマーク回収仕分け (係宛自宅作業分の配付)
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・2 学期ベルマーク回収仕分け作業 (係宛自宅作業分配付)
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・2 学期分集計作業
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・回収封筒配付 ・ベルマークだより配付 ・学校保健委員会手伝い
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・3 学期ベルマーク回収集計作業 (係宛自宅作業分の配付) ・令和 5 年度委員選出
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ベルマークだより配付 ・3 学期集計作業 ・ベルマーク点数より児童還元品注文 ・令和 5 年度三役選出
4月	
備考	

《保導》

5月	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会 ・「全Pパトロールご協力のお願い」作成、配付 ・パトロールだより作成、配付（新1年生） ・「登校班についてのお願い」作成、配付 ・全Pパトロール（3回） ・パトロール日程表作成、配付 ・「見守り強化週間のお知らせ」作成、配付 ・「全Pパトロールの振り替えについて」作成、配付 	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会 ・全Pパトロール（3回） ・パトロール日程表作成、配付 ・「令和5年度通学班名簿作成のお願い」作成、配付 ・「学校公開時のパトロールについて」作成、配付 ・「パトロールだより」作成、配付 ・「見守り強化週間のお知らせ」作成、配付
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回防犯ボランティア連絡会議出席（委員長） ・全Pパトロール（2回） ・パトロール日程表作成、配付 ・交通安全保護者の会（書面開催） 	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・全Pパトロール（2回） ・パトロール日程表作成配付 ・令和5年度通学班名簿作成 ・「見守り強化週間のお知らせ」作成、配付 ・入学説明会協力（受付・通学班編成） ・令和5年度保導委員選出 ・学校公開時パトロール
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・全Pパトロール（2回） ・パトロール日程表作成、配付 ・「パトロールだより」作成、配付 ・「見守り強化週間のお知らせ」作成、配付 	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・全Pパトロール（3回） ・「パトロールプレート配付について」「パトロールプレートの取り付けについて」印刷 ・パトロール日程表作成、配付 ・令和5年度通学班名簿作成 ・「パトロールだより号外」作成、配付 ・「見守り強化週間のお知らせ」作成、配付（アンケート集計結果報告） ・令和5年度保導委員三役選出
8月		3月	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会 ・第3回防犯ボランティア連絡会議 ・全Pパトロール（2回） ・「パトロールだより」作成、配付 ・「通学班名簿作成のお願い（追記記入）」配付 ・「保導委員会引継ぎのご案内」作成、配付
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会 ・パトロール日程表作成、配付 ・全Pパトロール（3回） ・「見守り強化週間のお知らせ」作成、配付 ・育成会夜間パトロール協力 	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・パトロール日程表作成、配付 ・新1年生に「パトロールプレート配付について」「パトロールプレートの取り付けについて」配付 ・令5年度保導委員引き継ぎ ・「令和5年度地区通学班名簿配付のお願い」「転入・転出時の連絡のしかた」作成 ・「全Pパトロールご協力のお願い」作成
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・全Pパトロール（4回） ・パトロール日程表作成、配付 ・令和5年度新1年生保護者に「登校班、下校班編制について」作成、配付 ・第2回防犯ボランティア連絡会議（書面開催） ・「号外パトロールだより」作成、配付 ・「見守り強化週間のお知らせ」作成、配付 	備考	<ul style="list-style-type: none"> ・通学班転出入の編成・管理 ・パトロールだよりを年三回各自治会に届ける。
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・全Pパトロール（2回） ・パトロール日程表作成、配付 ・「見守り強化週間のお知らせ」作成、配付（アンケート集計結果報告） 		

《松の子》

5月	<ul style="list-style-type: none"> ・企画書作成 ・定例会
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「第1回松の子まつり参加団体代表委員会」資料作成 ・「第1回松の子まつり参加団体代表委員会」開催 ・チケット集計レクチャー ・学校施設使用許可申請書の作成
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・チケット作成 ・チケット集計係振り分け及び手紙の作成/配付 ・定例会 ・松の子まつりゲームリハーサル ・「第2回松の子まつり参加団体代表委員会」資料作成及び安全管理マニュアル作成 ・「第2回松の子まつり参加団体代表委員会」書面開催 ・「松の子まつり」開催のご案内配付 ・先生へへのお願い配付
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・当日係名簿作成・定例会 ・当日マニュアル作成 ・景品等デザイン作成 ・当日係お手紙作成
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・当日係お手紙印刷・配付 ・先生へ当日についてのお願いのお手紙配付 ・チケット申し込みお手紙作成、配付 ・チケット集計2回 ・チケット集計準備 ・ライン引きリハーサル ・ご近所への松の子まつり開催のお手紙作成配付
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会 ・ライン引き ・前日準備 ・松の子まつり当日

11月	<ul style="list-style-type: none"> ・引継ぎ資料作成
12月	
1月	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度委員選出
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度三役選出
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・新年度各団体担当者名簿作成 ・企画会議
備考	

《学年》

	1 学 期	2 学 期	3 学 期
一 学 年	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会（2回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会（2回） ・給食試食会についての資料作成 ・給食試食会の活動準備、参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会（1回） ・レッツ・ジョイン！ ・クリーン活動準備、参加
二 学 年	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会（1回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会（1回） ・給食試食会の活動準備、参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会（1回） ・学校保健委員会の参加 ・レッツ・ジョイン！ ・クリーン活動準備、参加
三 学 年	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会（1回） ・青少年育成巡回活動（夜間パトロール参加） ・運動会パトロール 	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会（1回） ・給食試食会の活動準備、参加 ・青少年育成巡回活動（夜間パトロール参加） 	<ul style="list-style-type: none"> ・レッツ・ジョイン！ ・クリーン活動準備、参加
四 学 年	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会（2回, LINE にて） ・運動会パトロール ・青少年育成巡回活動（夜間パトロール参加） 	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会（3回, LINE にて） ・給食試食会の活動準備、参加 ・「令和4年度PTA委員経験確認書」印刷、配付、集計 	<ul style="list-style-type: none"> ・レッツ・ジョイン！ ・クリーン活動準備、参加 ・青少年育成巡回活動（夜間パトロール協力） ・定例会（2回）
五 学 年	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会（2回） ・青少年育成巡回活動（夜間パトロール参加） 	<ul style="list-style-type: none"> ・給食試食会のお手伝い ・「令和4年度PTA委員経験確認書」印刷、配付、集計 ・青少年育成巡回活動（夜間パトロール参加） 	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会（2回） ・レッツ・ジョイン！ ・クリーン活動準備、参加 ・学校保健委員会の参加
六 学 年	<ul style="list-style-type: none"> 〈学年委員会〉 ・青少年育成巡回活動（夜間パトロール参加） ・定例会（1回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年育成巡回活動（夜間パトロール参加） 	<ul style="list-style-type: none"> ・レッツ・ジョイン！ ・クリーン活動準備、参加
	<ul style="list-style-type: none"> 〈卒業準備委員会〉 	<ul style="list-style-type: none"> ・6学年担任の先生方と卒業準備打ち合わせ ・先生方へのメッセージカード打ち合わせ ・卒業準備打ち合わせ（定例会3回） ・記念品の選定 ・卒業準備金集金、再集金 	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業準備打ち合わせ（定例会3回） ・卒業記念品発注 ・記念品検品 ・卒業式用飾り付け ・当日の流れの打ち合わせ
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・各クラスのとりのまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・新年度4月懇談会において委員係決めの司会、進行 ・全体委員会、新年度総会での議長（副委員長） 	

令和4年度PTA会費決算書

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

さいたま市立大砂土東小学校PTA

〔収入〕

(単位:円)

科 目	本年度予算額	現行予算額	実収入	差 引	備 考
1. 会 費	3,414,600	3,414,600	3,666,250	251,650	PTA会費 ※1
2. 雑収入	0	0	30	30	利息・保護者証再発行代・お祝い金
3. 前年度繰越金	2,738,348	2,738,348	2,738,348	0	令和3年度までの繰越累計
4. さいたま市地域防犯活動助成金	0	0	21,200	21,200	防犯活動による助成金
合 計	6,152,948	6,152,948	6,425,828	272,880	

※会員数を813人(家庭数分764人、職員分49人)1人当たり1ヶ月350円を得るものとして算出

〔支出〕

科 目	本年度予算額	現行予算額	実支出	差 引	備 考	
一般総務費	1. 事務費	1,200,000	1,200,000	783,681	416,319	事務用品・消耗品・整備費・備品代(事務機器積立金含む)他
	2. 会議費	80,000	80,000	6,897	73,103	会議諸費用他
	3. 渉外費	30,000	30,000	4,620	25,380	地域お祝い金他
	4. 記念品費	770,000	785,000	780,752	4,248	卒業生への記念品・卒業お祝い品代
	5. 慶弔費	50,000	50,000	20,000	30,000	会員への慶祝弔慰金
	6. 負担費	280,000	280,000	166,290	113,710	PTA活動総合補償制度保険料・市P協会費等
	7. 旅 費	20,000	20,000	3,116	16,884	出張交通費
	8. 表彰費	100,000	85,000	40,180	44,820	表彰・記念品代
	9. 総会費	60,000	60,000	7,582	52,418	総会・歓送迎会諸費用他
	10. 研修費	10,000	10,000	0	10,000	研修補助費・講習会補助費他
	11. サークル助成費	20,000	20,000	20,000	0	レディバード・お父さんの会
	12. 通信費	100,000	100,000	31,504	68,496	
計	2,720,000	2,720,000	1,864,622	855,378		
委員会活動費	1. 環境美化委員会費	20,000	20,000	10,990	9,010	資源回収時経費他
	2. 成人教育委員会費	50,000	50,000	14,830	35,170	講演会・講習会経費他
	3. 広報委員会費	350,000	350,000	298,413	51,587	広報紙印刷代・写真代・郵送代他
	4. 保健厚生委員会費	33,000	33,000	24,899	8,101	ベルマーク集計時経費他
	5. 保導委員会費	130,000	130,000	110,460	19,540	全Pパトロール経費・パトロールプレート制作費他
	6. 学年委員会費	30,000	30,000	20,783	9,217	学年委員会活動費
	7. 選考委員会費	15,000	15,000	5,808	9,192	選考委員会活動費
	8-1. 松の子まつり実行委員会費	20,000	20,000	17,840	2,160	松の子まつり準備費(10,000円特別会計へ)
8-2. 松の子まつり実行委員会費	400,000	400,000	400,000	0	松の子鑑賞会(400,000円特別会計へ)	
計	1,048,000	1,048,000	904,023	143,977		
学校後援費	1. 教育振興費	351,000	351,000	121,178	229,822	各種教材・パソコンインク代・安全対策費他
	2. 印刷製本費	20,000	20,000	0	20,000	記録用写真・製本代他
	3. 行事補助費	180,000	180,000	129,020	50,980	行事補助費用
	4. 研修助成費	20,000	20,000	0	20,000	研修テキスト・研修補助
	5. 整備費	250,000	250,000	90,200	159,800	校舎内外整備費用
	6. 負担費	3,000	3,000	1,500	1,500	小学校管楽器連盟会費
	7. 動物飼育・植物栽培費	60,000	60,000	0	60,000	餌・種・苗代等
	8. 安全衛生費	60,000	60,000	0	60,000	薬品保健室用品等
	9. 渉外費	30,000	30,000	2,387	27,613	防犯ボランティア茶菓子代等
	10. ボランティア活動補助費	6,000	6,000	6,000	0	図書ボランティア・ソーイングボランティア活動(各3,000円)
	11. 雑 費	20,000	20,000	0	20,000	
計	1,000,000	1,000,000	350,285	649,715		
予備費	1,384,948	1,384,948	300,000	1,084,948		
合 計	6,152,948	6,152,948	3,418,930	2,734,018		

実収入 実支出 残 高
6,425,828 3,418,930 3,006,898

※予備費より周年行事口座へ積立てました。(特別会計へ)

令和4年度 特別会計収支決算書

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

(単位:円)

収 入		支 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
前年度繰越金	808,679	ゴミ減量運動補助金(児童分)	13,000
パトロールプレート積立金	100,000	ゴミ減量運動補助金より周年行事積立定期への振替	70,000
事務機器積立金	100,000	資源回収運動補助金 大砂土中学校分	23,060
ゴミ減量運動補助金1月～4月	15,040		
ゴミ減量運動補助金5月～7月	12,940		
ゴミ減量運動補助金9月～12月	16,690		
ゴミ減量運動補助金	92,900		
利息	9	支払額	106,060
		残高	1,040,198
合計	1,146,258	合計	1,146,258

*平成23年度よりパトロールプレート積立金10万円。現在の積立金総額は44万1千500円。

*平成25年度より事務機器積立金10万円。現在の積立金総額は36万6千900円。

令和4年度 周年行事積立定期積立状況

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

(単位:円)

収 入		支 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
令和3年度までの積立金	1,894,006		
特別会計口座より積立	70,000		
松の子まつり口座より積立	25,014		
一般会計予備費より積立	300,000		
利息	36	残高	2,289,056
合計	2,289,056	合計	2,289,056

令和4年度 松の子みどり基金収支決算書

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

(単位:円)

収 入		支 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
令和3年度までの積立金	491,454	こも代(3枚)	1,500
松の子まつり・ハザーより積立	30,000		
利息	4	支払額	1,500
		残高	519,958
合計	521,458	合計	521,458

令和4年度 ベルマーク収支状況決算書

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

(単位:点)

収 入		支 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
前年度繰越点数	316,258	友愛援助寄付	10,000
前年度3学期 集計分	74,405	ベルマーク点数児童還元 カラーコーン	10,900
1学期 集計分	71,889	ベルマーク点数児童還元 図書・ブックレール	71,722
2学期 集計分	92,473	ベルマーク点数児童還元 ワイヤレスマイク	140,610
ウェブベルマーク支援金	81	支払額	233,232
		残高	321,874
合計	555,106	合計	555,106

令和4年度 松の子まつり収支決算書

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

(単位:円)

収 入		支 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
前年度繰越金	1,124,568	まつり経費(仕入れ含む)	224,267
まつり開催補助金	10,000	バザー経費	17,594
まつり総売上	286,800	熊手(バザー還元品)	4,535
バザー総売上	139,250	傘立て(バザー還元品)	135,410
松の子鑑賞会費	400,000	松の子鑑賞会経費	7,593
		松の子鑑賞会	350,000
		松の子みどり基金へ	30,000
		周年行事積立口座へ振替	25,014
		支払額	794,413
利息	12	残高	1,166,217
合計	1,960,630	合計	1,960,630

令和4年度会計監査報告書

令和4年度PTA会費、特別会計、周年行事積立定期、松の子みどり基金、ベルマーク会計、松の子まつり会計について監査の結果、入出金ならびに諸帳簿、諸伝票が的確に処理されていることを報告いたします。

令和5年 3月27日

会計監査 小林 知江美

金子 智美

加藤 香里

令和4年度 学校給食会計決算報告書

R4年度

(単位:円)

収 入		支 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
前年度繰越金	145,555	主食代	10,588,293
児童給食費	57,162,927	牛乳代	11,993,721
教職員等給食費	3,077,610	食材料費	37,745,679
保存食代	97,660	その他	0
廃油回収代	34,650		
雑収入(預金利子)	51		
合 計	60,518,453	合 計	60,327,693

次年度への繰越金

190,760 円

上記の通り報告します。

令和 5年 4月 11 日

さいたま市立大砂土東小学校

校長 武田 泰之 ⑩

監査の結果、上記の通り相違ないことを認めます。

令和 5年 4月 11 日

さいたま市立大砂土東小学校

PTA 小林 知江美 ⑩

PTA 金子 智美 ⑩

PTA 加藤 香里 ⑩

(5) 運営委員・会計監査・選考委員長名教諭一覧（敬称略）

賛成 742票 反対0票 無回答2票

令和5年度 PTA活動方針 (案)

賛成	740票
反対	2票
無回答	2票

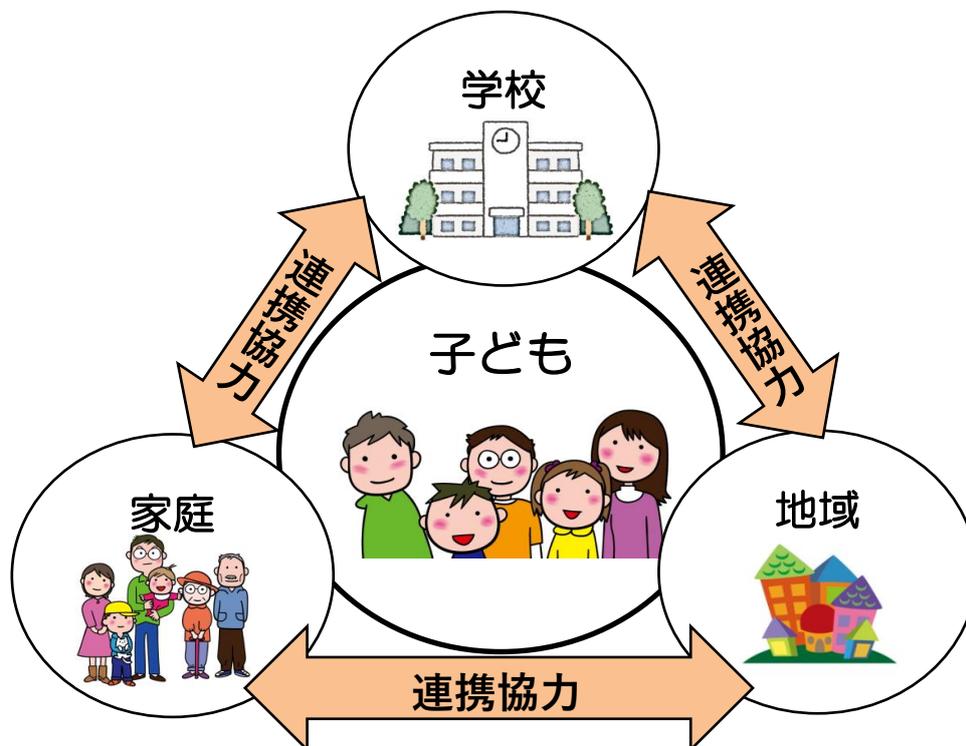
基本活動方針

『心ひとつに力を合わせて
子どもたちの未来を創ろう』

★大砂土東小学校コミュニティの形成
(子どもをとりまく、学校・家庭・地域のネットワークづくり)

主な活動内容

- ① よりよい教育環境づくりへPTAだからこそできる支援
- ② 子どもたちの心身の安全・安心の確保への連携協力
- ③ 学校の教育活動、行事、諸活動への協力及び参加



PTA活動は皆様のご協力によりなっております。
保護者の方が児童1人に対し、6年間の在学中に原則1回以上の委員（本部役員含む）
になっていただきますようお願いしております。
委員以外の全員の保護者の方は係活動をお願いしております。

令和5年度

活動計画(案)

賛成	740票
反対	2票
無回答	2票

PTA本部

- ・ 総会の開催
- ・ 役員会、運営委員会、全体委員会の開催
- ・ 複数の委員会に係わる事業の調整
- ・ 各自治会、公民館の諸行事への参加、協力
- ・ 各種団体、講演会などへの出席
- ・ 近隣校の協議会及び諸行事への出席
- ・ 青少年育成 大砂土東地区会の運営協力
- ・ 市P協「PTA活動総合補償制度」の運用
- ・ PTA会費、特別会計の収支、管理
- ・ 松の子鑑賞会の企画と開催
- ・ 『運営委員会だより』の発行
- ・ その他関連事項

環境美化委員会

- ・ 松の子バザーの企画と開催
- ・ バザー収益金の還元(児童及び学校)
- ・ 資源回収
- ・ 団体資源回収運動補助金の還元
- ・ 校内環境美化活動

成人教育委員会

- ・ 講演会、講習会等の企画と開催

広報委員会

- ・ 広報紙『松ぼっくり』発行
- ・ 各種PTA活動資料写真等の撮影協力
- ・ その他 広報活動

保健厚生委員会

- ・ ベルマーク収集とその収益の還元
- ・ 学校保健委員会 出席と手伝い

保導委員会

- ・ 全Pパトロールの実施
- ・ 『パトロールだより』の発行
- ・ 登校班編制管理
- ・ パトロール係の調整
- ・ 交通安全母の会 会員協力

松の子まつり実行委員会

- ・ 『松の子まつり』の企画と開催
- ・ 『松の子まつり』の収益の還元(児童及び学校)

学年委員会

- ・ 学年内のとりまとめ
- ・ 学校行事などの手伝い
- ・ 先生との意見交換
- ・ 給食試食会の実施(1学年)
- ・ 次年度5、6学年の委員選出の調整(現4、5学年)
- ・ 委員、係決めの司会・進行
- ・ 学校保健委員会 出席
- ・ 各種講演会への参加
- ・ 各種パトロールへの参加
- ・ レッツ・ジョイン！クリーン活動への参加
- ・ 公式LINEの文面チェック

令和5年度PTA会費予算(案)

賛成 740票
反対 2票
無回答 2票

さいたま市立大砂土東小学校PTA

(収入)

	科目	令和4年度予算額	令和5年度予算案	備考
1	会費	3,414,600	3,154,200	PTA会費※1
2	雑収入	0	0	利息など
3	繰越金	2,738,348	3,006,898	令和4年度繰越額
	合計	6,152,948	6,161,098	

※1 会員数751人(家庭数分702人、職員分49人)とし、一人当たり1ヶ月350円を得るものとし算出

(支出)

	科目	令和4年度予算額	令和5年度予算案	備考
一般総務費	1. 事務費	1,200,000	1,100,000	事務用品、消耗品、整備費、備品代(事務機器積立金含む)他
	2. 会議費	80,000	80,000	会議諸費用他
	3. 渉外費	30,000	30,000	地域お祝い金他
	4. 記念品費	770,000	780,000	卒業生への記念品、卒業お祝い品代
	5. 慶弔費	50,000	50,000	会員への慶弔慰金
	6. 負担費	280,000	250,000	PTA活動総合補償制度保険料、市P協会費等
	7. 旅費	20,000	20,000	出張交通費
	8. 表彰費	100,000	90,000	表彰、記念品代
	9. 総会費	60,000	20,000	総会・歓送迎会諸費用他
	10. 研修費	10,000	10,000	研修補助費、講習会補助費他
	11. サークル助成費	20,000	20,000	レディバード、お父さんの会
	12. 通信費	100,000	70,000	本部電話代、ネット環境セキュリティ代他
	計	2,720,000	2,520,000	
委員会活動費	1. 環境美化委員会費	20,000	10,000	資源回収時経費他
	2. 成人教育委員会費	50,000	48,000	講演会、講習会経費他
	3. 広報委員会費	350,000	344,000	広報紙印刷代、写真・用紙代、郵送代他
	4. 保健厚生委員会費	33,000	27,000	ベルマーク集計時経費他
	5. 保導委員会費	130,000	120,000	全Pパトロール経費、パトロールプレート制作費他
	6. 学年委員会費	30,000	10,000	学年委員会活動費
	7. 選考委員会費	15,000	13,000	選考委員会活動費
	8-1. 松の子まつり実行委員会費	20,000	10,000	松の子まつり準備費(10,000円特別会計へ)
	8-2. 松の子まつり実行委員会費	400,000	400,000	松の子鑑賞会(400,000円特別会計へ)
	計	1,048,000	982,000	
学校後援費	1. 教育振興費	351,000	250,000	各種教材、パソコンインク代、安全対策費他
	2. 印刷製本費	20,000	0	記録用写真、製本代他(R5より削除)
	3. 行事補助費	180,000	180,000	行事費用
	4. 研修助成費	20,000	0	研修テキスト、研修補助(R5より削除)
	5. 整備費	250,000	150,000	校舎内外整備費用
	6. 負担費	3,000	0	小学校管楽器連盟会費(R5より削除)
	7. 動物飼育・植物栽培費	60,000	60,000	餌、種、苗代等
	8. 安全衛生費	60,000	60,000	薬品、保健室用品等
	9. 渉外費	30,000	30,000	防犯ボランティア茶菓子代等
	10. ボランティア活動補助費	6,000	6,000	図書ボランティア・ソーイングボランティア(各3,000円)
	11. 雑費	20,000	14,000	
	計	1,000,000	750,000	
予備費		1,384,948	1,909,098	
合計		6,152,948	6,161,098	

感謝決議

令和4年度の人事異動により退職・転出されました教職員のみなさまは、本校教育目標の実現とPTA活動の充実に多大な貢献をされ、成果を残してくださいました。

また、今年度退任されるPTA本部の方々におかれましては、本校PTAの運営に大変ご尽力いただきました。

つきましては、令和4年度さいたま市立大砂土東小学校PTA総会の名において感謝を申し上げます。

記

学校関係者

転出された教職員

椿 奈 美 教頭先生
村 怜 子 先生
大久保 智 恵 先生
根 本 直 路 先生
菅 原 清 之 先生
太 田 将 希 先生
中 島 由美子 先生
塚 崎 典 子 先生
宮 原 仁 先生
ディゾン リョッコ 先生

PTA 役員

副会長	波多野 悠 子 さん
	小 澤 恵 美 さん
	井 上 好 美 さん
	平 良 美 里 さん
	木 田 瑛梨奈 さん
書記	荒 井 美 咲 さん
特別会計	戸 室 慶 子 さん

退職された教職員

塩 谷 潤 校長先生
松 岡 里 佳 先生
野 島 真由美 さん
胸 組 礼 子 さん
寺 田 弘 美 さん

さいたま市立大砂土東小学校PTA会則

第1章 総 則

【名称および事務局】

第1条 この会はさいたま市立大砂土東小学校PTA(以下単に大砂土東小PTAという)という。
事務局は同校内(〒337-0053 埼玉県さいたま市見沼区大和田町2丁目998番地、電話代048-684-8003)におく。

【目 的】

第2条 この会は本校教育目標実現のために保護者と職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福と健全な成長を図ることを目的とする。

【活 動】

第3条 この会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 保護者と職員は児童の成長の導きとなるよう努める。
2. 家庭と学校とが緊密な連携を図り、児童の生活を指導する。
3. 児童の学習環境ならびに生活環境の整備に努める。
4. 会員及び児童の体位向上と健康の増進を図る。
5. その他、この会の目的達成に必要な事項

第2章 活動指針

【活動要項】

第4条 この会は教育を本旨とし活動する民主的かつ自主的な団体として、次の活動要項を基調とする。

1. 学級、学年、地域での話し合いをもとに、会員相互の理解、親睦を深め、会員の総意を結集し活動する。
2. この会の自主性を重んずるとともに、児童の教育ならびに社会福祉のために活動する他の団体及び機関とも協力を図る。
3. 特定の政治団体や宗教団体に属する活動、及び営利を目的とする活動は行わない。
4. この会の目的及び活動の利益を阻害するいかなる選挙活動ならびに、これに類似する一切の活動は行わない。
5. この会は児童の教育に関し、学校や教育委員会に意見や要望を述べるとともに、学校運営への参画と協力を努める。
6. 学校の人事及び経営管理等に干渉しない。

第3章 会 員

【会員資格と権利、義務】

第5条 この会の会員は本校に在籍する児童の保護者またはこれに準ずる者と職員とし、すべての会員はPTA会則の下に平等の権利と義務を有する。

【学校長の挙用】

第6条 学校長の意見や要望が活動に反映されるよう努める。

第4章 役員、会計監査委員および委員

【役員、会計監査委員および委員】

第7条 この会の役員、会計監査委員及び委員は次のとおりとする。

1. 役 員
 - ① 会 長 1名 (P1)
 - ② 副 会 長 若干名 (T2を含む)
 - ③ 書 記 3名 (P2. T1)
 - ④ 会 計 3名 (P2. T1)
 - ⑤ 会計補佐 1名 (T1)

- ⑥ 参 与 1名 (校長)
- 2. 会計監査委員 3名 (P3)
- 3. 委 員
各学級、学年委員・専門委員若干名
(※但し5, 6年生においては学年全体で専門委員の選出を行う。)

【役員、会計監査委員及び委員の任務】

第8条 役員、会計監査委員及び委員の任務は次のとおりとする。

- 1. 会長はこの会を代表し会務を統括する。
- 2. 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはこれに代わる。
- 3. 書記は会務を処理する。
- 4. 会計は会計事務にあたる。
- 5. 会計監査委員は会計処理に関し監査する。
- 6. 学年委員は各学年、学級活動の推進、連絡、調整に当たり、専門委員は各々の専門活動に当たる。
- 7. 参加はあらゆる会議に出席し意見を述べることができる。

【役員、会計監査委員及び委員の選出】

第9条 役員、会計監査委員及び委員の選出は選考規定による。

【役員、会計監査委員及び委員の任期】

第10条 役員、会計監査委員及び委員の任期は総会から次年度の総会までとし再任を妨げない。尚、欠員が生じたときは速やかに補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

第5章 機 関

【機関の種類】

第11条 この会に次の機関をおく。

- 1. 総 会
- 2. 全体委員会
- 3. 運営委員会
- 4. 役 員 会
- 5. 専門委員会
- 6. 学年委員会

【総 会】

第12条 総会はこの会の最高決議機関であって、毎年度のはじめに会長が招集し次のことを行う。
ただし会長が必要と認めたとき、または会員の1/3以上の請求があった場合は臨時に開催することができる。

- 1. 会則の制定及び改廃
- 2. 予算及び決算
- 3. 活動の方針と報告
- 4. その他の重要事項

【全体委員会】

第13条 全体委員会は総会に次ぐ決議機関であって、役員及び委員で構成し必要に応じて会長が招集し次のことを行う。

- 1. 特別な総会議案の事前審議、承認
- 2. 総会より付託された重要事項の審議、決定
- 3. その他緊急を要する重要事項の審議、決定

【運営委員会】

第14条 運営委員会はこの会の執行機関で、役員、専門委員長、学年委員長で構成し会長が招集し次のことを行う。

- 1. 総会の決議及び全体委員会の審議に基づく会務の処理
- 2. 活動方針及び予算の立案
- 3. 定例的な総会議案の事前審議、承認
- 4. 専門委員会、学年委員会の活動計画および執行状況の検討、調整

5. 会の資産の管理
6. その他必要事項の処理

【役員会】

第15条 役員会は役員で構成し、会長が招集して次のことを行う。

1. 会全体の円滑な運営を行うための協議と諸準備
2. 緊急事項の決定
3. その他必要事項

【専門委員会】

第16条 専門委員会は次の通りとし、各委員会、教職員若干名で構成し活動を行う。
各委員会は必要に応じて係を設けることができる。

1. 環境美化委員会
 - ①校内外の環境美化、リサイクルに関する事項
 - ②その他の必要事項
2. 成人教育委員会
 - ①会員の研修及び文化活動に関する事項
 - ②その他必要事項
3. 広報委員会
 - ①広報紙の発行
 - ②その他の広報活動
4. 保健厚生委員会
 - ①会員及び児童の保健衛生に関する事項
 - ②ベルマークに関する活動
 - ③その他必要事項
5. 保導委員会
 - ①児童の交通安全及び校外生活に関する事項
 - ②児童の福祉向上と生活環境の改善
 - ③地域活動の推進、連絡、調整
 - ④その他必要事項
6. 松の子まつり実行委員会
 - ①松の子まつり全般の企画運営に関する事項
 - ②松の子まつりに付随する必要事項

【学年委員会】

第17条 学年委員会は学年等ごとに学年委員および教員若干名で構成し、学年委員長が招集して次のことを行う。

1. 各学年、学級活動の推進、連絡、調整
2. 授業参観時、学級懇談会の開催協力
3. 教員と学年委員との懇談会の開催
4. その他必要事項

【特別委員会】

第18条 この会の運営に関し、特別な事項について必要があるときは運営委員会の決定にて特別委員会を設けることができる。

第6章 会議の定足数と議長

【総会の定足数と議長】

第19条 総会の定足数は提出された議決権行使書を含め会員の1/2以上とし、議決は運営委員会構成員及び会計監査委員を除く出席者の過半数の同意による。可否同数の場合は議長が決める。
議長は運営委員会構成員及び会計監査委員を除く構成員の互選とする。

【全体委員会の定足数と議長】

第20条 全体委員会の定足数は提出された議決権行使書を含め構成員の1/2以上とし、議決は運営委員会構成員及び会計監査委員を除く出席者の過半数の同意による。議長は役員を除く構成員の互選とする。

【運営委員会の定足数と議長】

第 21 条 運営委員会の定足数は構成員の 1/2 以上とし、議決は出席者の過半数の同意による。議長は招集者がこれにあたる。

- 附 則 1. この会則の改廃は総会の決議を経なければならない。
2. 令和 4 年 5 月 13 日改定

第 7 章 会 計

【財 源】

第 22 条 この会の運営費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

【会 費】

第 23 条 会費は一世帯当たり年額 4,200 円とし、前期(4 月～9 月)・後期(10 月～3 月)各 2,100 円とする。ただし事情のある会員については、会長・参与・会計補佐の三者で協議し、減免することができる。その場合、世帯数を役員会に報告する。

1. 前項の規定に関わらず、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの会費については、年額 2,800 円とする。

【会計規則、慶弔規定、旅費規定、サークル助成規定、表彰規定】

第 24 条 この会の会計規則、慶弔規定、旅費規定・サークル助成規定および表彰規定は別に定める。

【会計責任】

第 25 条 この会の会計について運営委員会の連帯責任とする。

【会計年度】

第 26 条 この会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

- 附 則 1. この会則の改廃は総会の決議を経なければならない。
2. 昭和 37 年 5 月 20 日施行 令和 2 年 7 月 31 日改定

第 8 章 その他

【個人情報取扱】

第 27 条 この会の個人情報取扱規則は別に定める。

- 附 則 1. この会則の改廃は総会の決議を経なければならない。
2. 昭和 39 年 3 月 15 日施行 昭和 41 年 4 月 17 日改定 昭和 42 年 3 月 26 日改定
昭和 46 年 5 月 23 日改定 昭和 52 年 2 月 17 日改定 昭和 54 年 4 月 11 日改定
昭和 62 年 4 月 28 日改定 昭和 62 年 12 月 7 日改定 平成 1 年 4 月 28 日改定
平成 4 年 4 月 24 日改定 平成 7 年 4 月 28 日改定 平成 8 年 3 月 25 日改定
平成 9 年 5 月 2 日改定 平成 10 年 5 月 1 日改定 平成 11 年 4 月 30 日改定
平成 14 年 5 月 2 日改定 平成 17 年 5 月 6 日改定 平成 21 年 12 月 18 日改定
平成 24 年 5 月 11 日改定 平成 25 年 5 月 10 日改定 平成 26 年 5 月 9 日改定
平成 27 年 5 月 8 日改定 平成 29 年 5 月 12 日改定 平成 30 年 5 月 11 日改定

規則改定について

以下の規則につき、現状の活動内容に鑑み令和5年3月6日全体委員会にて変更を提案、承認されました。

<旧>

特別会計規定

第2条

1. 原資（拠出元）

- (1) ゴミ減量運動補助金(さいたま市)
- (3) パトロールプレート積立金(PTA一般会計)

2. 支出

(5) パトロールプレート制作費(おおむね5年毎、制作にあたっては、運営委員会の承認を要する。)

第3条

周年行事積立は特別会計からの支出金およびPTA一般会計予備費からの必要額を原資とし、周年行事における活動資金とする。

九十周年事業費目標額 二百万円

百周年事業費目標額 三百万円

第6条

1. 原資

- (1) 松の子まつり収益金
- (2) 松の子まつり開催補助金(PTA一般会計委員会活動費)
- (3) その他(資金の受け入れについて運営委員会の承認を要する。)

選出規定

第1条

学年委員(各学級若干名)は学級ごとの互選とする。また、1年生から4年生の専門委員(各学級若干名)も学級ごとの互選とする。5・6年生の専門委員においては、学年全体で選出を行う。指導委員については地区からの選出とする。

第2条

1～6学年においては正副学年委員長を各学年委員で互選とする。

第3条

正副専門委員長は各専門委員の互選とする。

第4条 役員および会計監査委員を除く各委員ならびに委員長については、総会までに選出するものとする。

第5条 役員、会計監査委員、専門委員、学年委員は他の委員を兼任または代理することはできない。

第6条 職員からの委員候補者については、学校長の推薦を得て総会で選任する。

<新>

特別会計規定

第2条

1. 原資（拠出元）

- (1) 団体資源回収運動補助金(さいたま市)
- (3) 防犯活動積立金(PTA一般会計)

2. 支出

(5) 防犯活動備品購入費(腕章、手旗等。購入時は運営委員会の承認を要する。)

第3条

周年行事積立は特別会計からの支出金およびPTA一般会計予備費からの必要額を原資とし、周年行事における活動資金とする。

九十周年事業費目標額 二百万円 削除

百周年事業費目標額 三百万円

第6条

1. 原資

- (1) 松の子まつり収益金
- (2) 松の子まつり開催補助金(PTA一般会計委員会活動費)
- (3) 松の子鑑賞会開催補助金(PTA一般会計委員会活動費)
- (4) その他(資金の受け入れについて運営委員会の承認を要する。)

選出規定

第1条

学年委員は各学年の適正人数を選出する。専門委員は全学年よりの立候補者で構成する。指導委員については地区からの選出とする。

第2条

各委員会正副委員長は学年委員及び各専門委員の互選とする。

第3条 役員および会計監査委員を除く各委員ならびに委員長については、総会までに選出するものとする。

第4条 役員、会計監査委員、専門委員、学年委員は他の委員を兼任または代理することはできない。

第5条 職員からの委員候補者については、学校長の推薦を得て総会で選任する。

さいたま市立大砂土東小学校PTA規則・規定

会 計 規 則

第1条 この会の会則第24条に基づく会計に関する処理及び会計監査についてはこの規則による。

第2条 次の場合は全体委員会の審議了承を得なければならない。

1. 予算の各項を流用するとき。
2. 予備費より支出するとき。
3. 特別な活動に要する特別会計を設けるとき。

第3条 予算の項目を流用するときは運営委員会の審議了承を得なければならない。

第4条 会計は年度の会計報告書を作成し、運営委員会の審議を経て総会に報告する。

第5条 会計は次の帳簿を記帳し保管する。

- | | | |
|----------|-------------|------------|
| 1.会費徴収簿 | 2.収支状況経過報告書 | 3.金銭出納簿 |
| 4.証ひょう書類 | 5.備品台帳 | 6.その他必要な帳簿 |

第6条 会計監査委員は毎年前期と後期の2回会計監査を実施しなければならない。

第7条 会計監査委員は次の事項について監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

1. 予算の運用及びその適否
2. 収入及び支出の適否
3. 帳簿、及び証ひょう書類の適否
4. 備品管理の適否
5. 現金の確認
6. その他必要と認める事項

第8条 各帳簿、証ひょう書類及び会計報告書は年度別に整理し5年間これを保存しなければならない。

附 則 1. この規則の改廃は全体委員会の議決を経なければならない。

2. 昭和37年5月20日施行 昭和39年3月15日改定 昭和52年2月17日改定
平成7年4月28日改定 平成13年5月2日改定 平成21年12月18日改定

特 別 会 計 規 定

第1条 この会の会計規則第2条の3にて設けられた会計はこの規定により運用する。

第2条 特別会計はPTA会費外の収入および会費からの支出金を原資とし、複数年度にわたる活動資金とする。

1. 原資 (拠出元)

- (1) 団体資源回収運動補助金 (さいたま市)
- (2) レッツ・ジョイン! クリーン活動助成金 (青少年育成大砂土東地区会)
- (3) 防犯活動積立金 (PTA一般会計)
- (4) 事務機器積立金 (PTA一般会計)

2. 支出

- (1) 資源回収手数料 (支出にあたっては、運営委員会の承認を要する。)
- (2) 児童リサイクル活動補助金
- (3) 周年行事積立
- (4) 他団体と共同で行う環境美化活動費
- (5) 防犯活動備品購入費 (腕章、手旗等。購入時は運営委員会の承認を要する。)
- (6) 事務機器更新にかかる経費 (更新にあたっては、内容、金額について運営委員会の承認を要する。)
- (7) 児童及び学校への還元 (還元については、還元内容・金額について運営委員会の承認を要する。)

第3条 周年行事積立は特別会計からの支出金およびPTA一般会計予備費からの必要額を原資とし、周年行事における活動資金とする。

*九十周年に関する記載は削除
百周年事業費目標額 三百万円

1. 原資
 - (1) 特別会計からの拠出金
 - (2) 周年行事剰余金
 - (3) 一般会計予備費からの拠出金(資金の受け入れについて、全体委員会の承認を要する。)
 - (4) その他(資金の受け入れについて、運営委員会の承認を要する。)
2. 支出
 - (1) 周年行事活動費(活動にあたっては、周年行事特別会計を設け、活動内容について全体委員会の承認を要する。)
 - (2) その他(特別な支出を要する場合は総会の承認を要する。)

第4条 松の子みどり基金は松の子まつり特別会計からの支出金を原資とし、校内のみどり保全における活動資金とする。

1. 原資
 - (1) 松の子まつりバザー収益金
 - (2) その他(資金の受け入れについて、運営委員会の承認を要する。)

2. 支出
 - (1) 保全活動用品
 - (2) 樹木の植え付け(高額な樹木の植え付けは全体委員会の承認を要する。)

第5条 ベルマーク特別会計はベルマーク収集点数を原資とし、児童、学校への還元を行う。

1. 原資
 - (1) ベルマーク収集点数
2. 支出
 - (1) 児童・学校への還元(還元については、還元内容・金額について運営委員会の承認を要する。)

第6条 松の子まつり特別会計は松の子まつり収益金および会費からの支出金を原資とし、松の子まつりの開催、松の子鑑賞会の開催および児童・学校への還元を行う。

1. 原資
 - (1) 松の子まつり収益金
 - (2) 松の子まつり開催補助金(P T A一般会計委員会活動費)
 - (3) 松の子鑑賞会開催補助金(P T A一般会計委員会活動費)
 - (4) その他(資金の受け入れについて運営委員会の承認を要する。)
2. 支出
 - (1) 松の子まつり開催にかかる経費(予算を含めた実施計画について運営委員会の承認を要する。)
 - (2) 松の子鑑賞会にかかる経費(予算を含めた実施計画について運営委員会の承認を要する。)
 - (3) 児童・学校への還元(還元については、還元内容・金額について運営委員会の承認を要する。)

第7条 新たに特別会計を設けた場合、本規定を見直すこととする。

附 則 1. この規定の改廃は全体委員会の決議を経なければならない。

2. 平成24年5月11日施行 平成25年3月8日改定 平成26年3月12日改定 令和5年3月6日改定

慶 弔 規 定

第1条 この会の会則第24条の慶弔規定についてはこの規定による。

種 別	該 当 者	金 額 、 そ の 他
結 婚 、 出 産	職 員	5,000 円
死 亡	児 童 の 保 護 者 児 童 ・ 職 員	5,000 円および献花(献花は児童が 会葬時のみとしその本数)
火 事 見 舞	全 会 員	5,000 円

病 気 見 舞	児 童 ・ 職 員	連続1カ月以上の入院 5,000円
P T A 活 動 中 の 事 故	全 会 員 ・ 児 童	さいたま市P協「PTA 活動総合補償 制度」による
会 員 お よ び 児 童 以 外 の 慶 祝 弔 慰	P T A に 関 わ る 関 係 者	役員会で相談し慶祝弔慰をあらわす

第2条 その他必要と認められる慶弔の場合には役員会にはかり決定する。但し、緊急を要する場合会長がこれを処理することができる。

第3条 一切の返礼行為はおこなわない。

附 則 1. この規定の改廃は全体委員会の議決を経なければならない。

2. 昭和39年3月15日施行 昭和46年5月23日改定 昭和52年2月17日改定
昭和54年5月11日改定 昭和57年4月28日改定 昭和59年4月28日改定
平成4年4月24日改定 平成7年4月28日改定 平成17年5月6日改定
平成20年5月2日改定 平成21年12月18日改定 平成24年12月7日改定

旅 費 規 定

第1条 この会の会則第24条の旅費規定についてはこの規定による。

第2条 会務による出張は実費を支給する。なお、報告は運営委員会にて行う。

附 則 1. この規定の改廃は全体委員会の議決を経なければならない。

2. 昭和39年3月15日施行 昭和46年5月23日改定 昭和52年2月17日改定
昭和62年4月28日改定 平成4年4月24日改定 平成21年12月18日改定

サークル助成規定

第1条 この会の会則第24条のサークル助成規定については、この規定による。

第2条 サークル活動の目的は、会員相互の親睦と修養とし、自主的運営を原則とする。

第3条 PTA会員を主たる構成員とする10名以上で構成され、役員会、運営委員会の審議了承を得なければならない。

第4条 学校施設を利用する場合は、原則として放課後とする。

附 則 1. この規定の改廃は全体委員会の議決を経なければならない。

2. 平成11年4月30日施行 平成21年12月18日改定

表 彰 規 定

第1条 この会の会則第24条表彰規定についてはこの規定による。

第2条 この会の目的達成に尽力し、同時にこの会の振興発展のため功績が顕著なものを表彰する。

第3条 被表彰者の選定は、運営委員会で決定する。

第4条 被表彰者の選考基準は次の各項のとおりとする。

1. 特に表彰にあたいすると認められた者。
2. 転任および退職の職員。
3. 関係諸団体で表彰にあたいすると認められた場合。
4. 本校児童で善行があり、学校長より推薦があった者。

第5条 表彰は表彰状または感謝状を贈り、あわせて記念品または金一封を贈呈する。尚、記念品ならびに金一封は3,000円程度とする。

第6条 表彰は次年度の総会において行う。ただし事情によっては臨時にこれを行うことができる。

附 則 1. この規定の改廃は全体委員会の決議を経なければならない。

2. 昭和42年3月26日施行 昭和52年2月17日改定 昭和62年12月7日改定
平成4年4月24日改定 平成8年3月25日改定 平成11年4月30日改定
平成21年12月18日改定

選考規定

第1条 この会の会則第9条の役員、会計監査委員および委員の選出はこの規定による。

第2条 役員、および会計監査委員の候補者選考は毎年、選考委員会を設けて決める。

第3条 選考委員会は、6年生を除く各学年から1名で構成し、正副委員長は互選とする。

第4条 選考委員会は役員および会計監査委員の候補者を選考し、本人の承諾を得て総会に推薦する。

選考規定施行細則

1. 選考委員会の委員については代理を認めない。
2. 選考委員で役員、会計監査委員の候補者に推薦され、これを承諾した者は選考委員の資格を失う。
3. 選考委員は、全体委員会、運営委員会、および各委員会へ必要に応じて出席することが可能である。
ただし、選考に関わる意見を述べる事はできない。
4. 選考委員の任期は、総会から次年度の総会までとし、再任を妨げない。

附 則 1. この規定の改廃は全体委員会の決議を経なければならない。

2. 昭和53年5月10日施行 平成7年4月28日改定 平成12年5月2日改定
平成13年5月2日改定 平成21年12月18日改定

選出規定

第1条 学年委員は各学年の適正人数を選出する。専門委員は全学年よりの立候補者で構成する。指導委員については地区からの選出とする。

第2条 各委員会正副委員長は学年委員及び各専門委員の互選とする。

第3条 役員および会計監査委員を除く各委員ならびに委員長については、総会までに選出するものとする。

第4条 役員、会計監査委員、専門委員、学年委員は他の委員を兼任または代理することはできない。

第5条 職員からの委員候補者については、学校長の推薦を得て総会で選任する。

附 則 1. この規定の改廃は全体委員会の決議を経なければならない。

2. 昭和39年3月15日施行 昭和40年3月7日改定 昭和41年4月17日改定
昭和42年3月26日改定 昭和46年5月23日改定 昭和52年2月17日改定
昭和53年5月10日改定 昭和62年12月7日改定 平成1年4月28日改定
平成4年4月24日改定 平成8年3月25日改定 平成13年5月2日改定
平成14年5月2日改定 平成21年12月18日改定 平成25年3月8日改定
平成26年3月12日改定 平成29年5月12日改定 令和5年3月6日改定

個人情報取扱規則

- 第1条 さいたま市立大砂土東小学校PTA(以下、「PTA」という。)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報の取り扱いについて定めるものとする。
- 第2条 PTAは個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。
- 第3条 PTAにおける個人情報の管理者は、PTA副会長とし、PTA会長がこれを任命する。
- 第4条 PTAにおける個人情報の取扱者はPTA本部役員とする。
- 第5条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 第6条 PTAは個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合はあらかじめ本人の同意を得る。
- 第7条 取得した個人情報は、次の目的の為に利用する。
1. 会費集金、管理、PTA活動名簿作成(保険事務)、その他の文書の配付
 2. 会員名簿、委員会名簿、登校班名簿の作成・運用
 3. PTA行事等の出席名簿、選考委員会役員選出名簿
 4. その他PTA活動として必要な事項
- 第8条 PTAは、あらかじめ本人の同意を得ないで、第7条規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
- 第9条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。
不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。
- 第10条 個人情報を取り扱う電子機器等についてはセキュリティ管理を厳密に実施し、持出しについては、電子メールでの送信・デバイス本体に関しても暗号化やパスワードを施す等の管理を適切に行うこととする。
紙媒体に記載されたものは鍵のかかる場所で保管する。管理者、取扱者以外の目に触れるところに放置しない等の管理を適切に行うこととする。
- 第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。
1. 法令に基づく場合
 2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
 3. 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
 4. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- 第12条 個人情報を第三者に提供したときは、事項について記録を作成し、保存する。
1. 第三者の氏名
 2. 提供する対象者の氏名
 3. 提供する情報の項目
 4. 提供する対象者の同意を得ている旨
- 第13条 第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の事項について記録を作成し、保存する。
1. 第三者の氏名
 2. 第三者が個人情報を取得した経緯
 3. 提供を受ける対象者の氏名
 4. 提供を受ける情報の項目
 5. 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)
- 第14条 PTAは、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。
- 第15条 個人情報を漏洩等(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者であるPTA副会長及びPTA会長に報告しなければならない。

第16条 PTAはPTA役員に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

第17条 PTAは個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

附 則 1. この規則の改廃は全体委員会の決議を経なければならない。

2. 平成30年5月11日施行

